

碧南市内巡回「くるくるバス」利用促進協議会 設置要綱

1 目的及び設置

市内巡回「くるくるバス」の利用促進を図り、市内の活性化に寄与するため、碧南市内巡回「くるくるバス」利用促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 所掌事務

協議会は、「くるくるバス」のあり方に関し調査・検討を行いその整備利用促進を図る。

3 組織

協議会は、別紙の委員で組織する。

4 会議

協議会の会議は、必要に応じ事務局が召集する。（委員の都合の悪い場合は、代理出席を求める。）協議会は、議事に関係ある者を会議に出席させて意見及び説明を求めることができる。

5 任期

委員の任期は、その職に在任する期間とする。

6 事務局

協議会の庶務は、碧南市経済環境部商工課において処理する。

附 則

協議会は、平成10年11月12日から発足する。

附 則

この設置要綱は、平成15年6月1日より施行する。

附 則

この設置要綱は、平成26年10月1日より施行する。

別表（3 関係）

- 1 碧南市連絡委員新川地区副幹事
- 2 碧南市連絡委員中央地区副幹事
- 3 碧南市連絡委員大浜地区副幹事
- 4 碧南市連絡委員棚尾地区副幹事
- 5 碧南市連絡委員旭地区副幹事
- 6 碧南市連絡委員西端地区副幹事
- 7 碧南市商店街連盟会長
- 8 碧南市社会福祉協議会会長
- 9 碧南市老人クラブ連合会会長
- 1 0 碧南市身体障害者福祉協会会長
- 1 1 碧南市ボランティア連絡協議会会長
- 1 2 碧南市女性団体連絡協議会会長
- 1 3 名古屋鉄道(株)碧南中央駅長
- 1 4 三光陸運(株)